

No.	サービス	質問内容	回答
1	全般	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（参考様式11）、障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書（参考様式10）について、例年4月に加算届を提出する際、算定する加算等の区分が前年度と変わらない場合、届出書の異動等の区分は「1 新規」「2 変更」「3 終了」のどれを選択すればいいか。	今回の届出により算定する加算等の区分が変わる、変わらないにかかわらず、便宜上「2 変更」を選択して提出してください。
2	生活介護 施設入所支援	受給者証の写しを添付しなければならない加算はあるか。	令和4年度までは「豊橋市以外で支給決定を受けた利用者のものみ添付」としていましたが、令和5年度より添付不要とします。
3	共同生活援助	共同生活援助のサービス管理責任者には常勤配置の要件がないが、非常勤で配置する場合、月に何時間程度勤務するべきか。	共同生活援助のサービス管理責任者は、利用者数が30人以下の場合に1人以上配置することになっています（30：1配置）。このことを踏まえ、以下の計算式によって求められる時間数以上は、サービス管理責任者としての業務に従事してください。 サービス管理責任者業務への従事時間数 ＝当該事業所の常勤職員の勤務すべき時間数 ×当該事業所の前年度平均利用者数÷30人
4	共同生活援助	指定申請の手引きによると、共同生活援助内で管理者・サービス管理責任者・世話人（又は生活支援員、夜間支援従事者）の3職種兼務が認められている。以下の事業所の場合、この3職種兼務の勤務時間の配分はどのようにするべきか。 ・常勤の勤務すべき勤務時間：4週で160時間 ・前年度の平均利用者数：7.5人	指定申請の手引きには、「1日のうち半分以上は管理業務に従事することが必要」とされています。よって、管理者として80時間従事する必要があります。 次に、本Q&A No.4に基づき、サービス管理責任者としての配置時間を計算することができます。質問の事業所の場合は、 $160時間 \times 7.5人 \div 30人 = 40時間$ よって、サービス管理責任者として40時間従事する必要があります。 最後に、常勤の勤務すべき勤務時間から、管理者及びサービス管理責任者としての勤務時間を除いた時間が世話人として従事する時間となります。 よって、世話人として40時間従事することになります。 以上のとおり、この事業所の場合は 管理者：サビ管：世話人＝80時間：40時間：40時間の勤務となります。

No.	サービス	質問内容	回答
5	療養介護 生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 共同生活援助 児童発達支援 放課後等デイサービス	ある職員が以下の①～④の兼務を行い、その合計勤務時間が常勤の勤務すべき時間数に達している場合、福祉専門職員配置等加算における「常勤の直接処遇職員」として扱うことは可能か。 ①1つの事業所内で、管理者と直接処遇職員の2職種を兼務している場合 ②1つの事業所内で、サービス管理責任者と直接処遇職員の2職種を兼務※している場合（※共同生活援助のサビ管、2人目のサビ管として配置されている場合など） ③同一法人内の2つの事業所をまたいで、直接処遇職員と直接処遇職員の2職種を兼務している場合 ④1つの共同生活援助事業所内で、管理者とサービス管理責任者と直接処遇職員の3職種を兼務している場合	①平成21年度報酬改定Q&A VOL.3 問1-4のとおり、常勤の直接処遇職員として扱うことが可能※です。ただし、指定申請の手引きに記載されているとおり、「1日のうち半分以上は管理業務に従事すること」を念頭に、勤務形態一覧表を作成してください。 ②直接処遇職員としての勤務時間が常勤の勤務すべき時間数の2分の1以上であれば、常勤の直接処遇職員として扱うことが可能※です。なお、直接処遇職員と直接処遇職員の2職種兼務の場合も同様の取り扱いとします。 ※回答①及び②の補足 ただし、福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）の常勤換算数を計算する際には、管理者やサビ管など、加算の算定上対象外となっている職種の勤務時間数は算入できません。 ③平成21年度報酬改定Q&A VOL.3 問1-1のとおり取り扱いますので、当該Q&Aを参照してください。 ④グループホーム内で3職種兼務を行う場合の考え方は、本Q&A NO.5の考え方のとおりですが、この考え方に基づく、直接処遇職員としての勤務時間を常勤の勤務すべき時間数の2分の1以上確保することができないため、常勤職員として扱うことはできません。
6	児童発達支援 放課後等デイサービス	どのような資格・経験を持った従業者が、機能訓練担当職員としての配置を認められるのか。	機能訓練担当職員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員（公認心理師、臨床心理士、学校心理士又は臨床発達心理士）の資格を持つ者とします。
7	児童発達支援 放課後等デイサービス	動ける医ケア児の医ケアの要件として、てんかん発作のみある児童も含まれるか。	医療的ケア児の基本報酬については、医師が判定する新判定スコアに応じた単位数になります。 新判定スコアの中に、てんかん発作に関係のありそうな項目として、「痙攣時の坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置」があり、これに該当しない限りは対象にならないと考えられます。
8	全般	事業所の管理者として勤務していた期間は実務経験として扱われるのか。	管理者業務のみに従事していた期間は、実務経験として認められません。 ただし、他の業務と兼務していた期間については、実務経験として認められます。 <例1> サービス管理責任者との兼務 → 相談支援業務 <例2> 生活支援員との兼務 → 直接支援業務

No.	サービス	質問内容	回答
9	全般	事業所が利用者の送迎を実施するに当たり、従業者が所有する自家用車を送迎車両として使用しても問題ないか。	原則、法人所有の送迎専用車両を使用してください。 従業者の車両を使用する場合は、 ・ 諸費用を法人が負担して借り上げる ・ 任意の自動車保険の使用目的を「業務使用」とする など、事故発生時のトラブル等を防ぐため、法人として適切な対応が必要です。
10	共同生活援助	利用者から徴収可能な費用のうち、他のサービスでは「食事の提供に要する費用」とされているところ、共同生活援助では「食材料費」とされているが、食材料費とはどのようなものを指すか。	利用者から受領可能な費用のうち、食材料費とは調理前の食材にかかる実費を指します。 食事の提供方法について、基準上「調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者から従業者が共同で行うよう努めなければならない。」とある通り、共同生活援助における食事は世話人及び利用者みんなで作るのが基本です。 調理にかかる人件費等は、共同生活援助の基本報酬の中に含まれているため、徴収できません。
11	児童発達支援 放課後等デイサービス	主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者は、専従である必要があるのか。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係るQ&Aについて（令和5年3月3日厚生労働省事務連絡）問3の回答のとおり、サービス提供時間を通じて、児童指導員又は保育士、看護職員及び機能訓練担当職員をそれぞれ1名以上配置する必要があります。 児童発達支援管理責任者は1名以上配置する必要がありますが、サービス提供時間を通じて配置する必要はありません。
12	生活介護 自立訓練（生活訓練） 施設入所支援 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労定着支援 共同生活援助	直近6か月や前年度1年間の実績などに基づき算定区分を上げる場合、加算届をいつまでに提出すればよいか。	人員配置体制加算（生活介護）、基本報酬算定区分（就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援）、夜間支援等体制加算（共同生活援助）など、直近6か月や前年度1年間の実績などに基づき算定区分を上げる場合、加算届の提出期限は例外として変更する月の15日（閉庁日の場合、直前の開庁日）までとします。

No.	サービス	質問内容	回答
13	療養介護 生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 施設入所支援 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助 児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下「サビ管等」）に係る申請・届出において、サビ管等研修修了証が段階に応じて複数枚ある場合、どの修了証を添付すればよいか。	令和5年度までは「研修に係るすべての修了証を添付すること」としていましたが、令和6年度より、段階に応じて最新の研修修了証のみの添付とします。 よって、基礎研修及び実践研修を修了している場合は実践研修修了証のみの添付、更新研修を修了している場合は最新の更新研修修了証のみの添付となります。
14	地域相談支援 計画相談支援 障害児相談支援	相談支援専門員に係る申請・届出において、相談支援従事者研修修了証が段階に応じて複数枚ある場合、どの修了証を添付すればよいか。	初任者研修修了証及び最新の現任研修修了証を添付してください。
15	全般	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置を要件とする加算届において、届出に添付するのは実践研修修了証のみでよいか。基礎研修修了証も添付する必要はあるか。	令和5年度までは「基礎研修修了証、実践研修修了証ともに添付」としていましたが、令和6年度より、実践研修修了証のみの添付とします。 本取扱いは、上位研修の受講要件を「下位研修を受講済み」とする研修において適用することとします。例えば、同行援護従業者養成研修（応用課程）修了者の配置に係る届出を行う場合、応用課程修了証のみの添付とし、一般課程修了証の添付は不要です。